

『医療法人社団と社員』

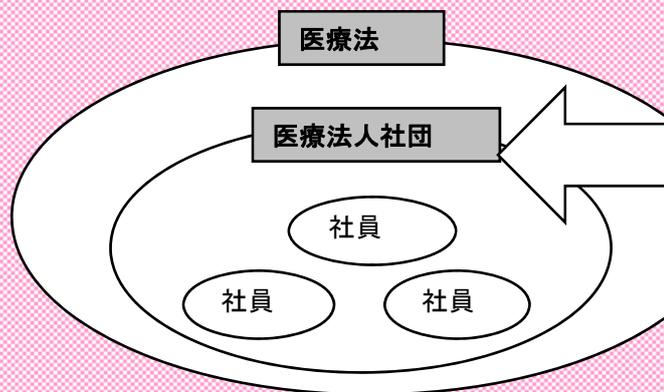
～医療法人社団とは～

『医療法人社団』とは随分難しい言葉です。どんな意味なのでしょう？

- * 「社団」とは同じ目的によって集結した人の集団を言います。
- * 「法人」とは自然人(人間)以外で法律によって「人」とされたものを言います。
- * 「人」とは法律的には権利義務の主体となることが出来るものを言います。

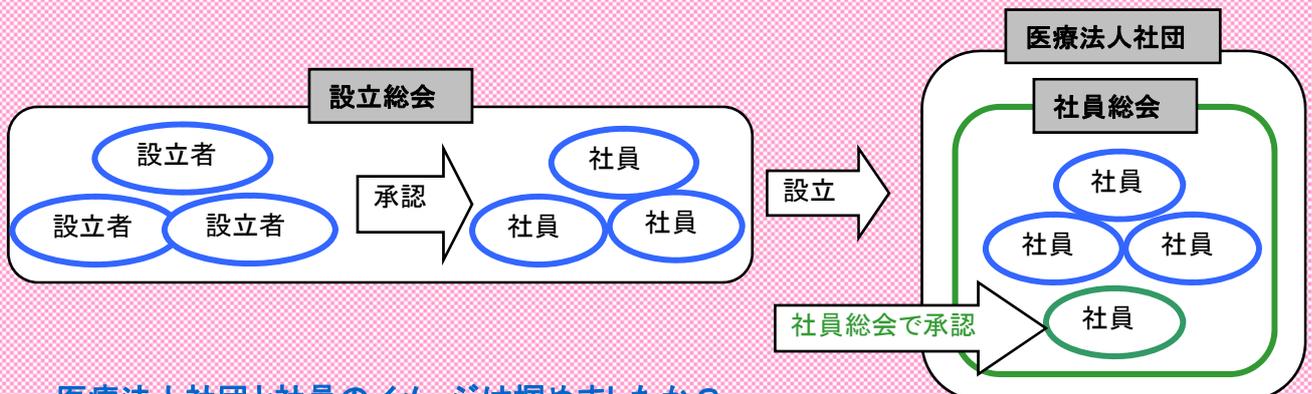
つなげてみると

「医療法によって権利を持ち義務を負った医療を目的とする人間の集団」という事になります。



人と言っても、法令に従い定款で定められた目的の範囲内で権利・義務を持ちますから、銀行口座を開いたり保険請求したりは出来ませんが、**結婚は出来ません。**

この集団の中の人々を社員と言います。社員と言っても会社の従業員という意味ではありません。設立メンバーが設立総会で承認され、最初の社員となります。東京都の「医療法人設立の手引」によれば基金を「**拠出した方は、原則、社員になります。**」「**拠出していない方でも社員になれます。**」とあります。その後の社員は社員総会で承認された人がなります。



医療法人社団と社員のイメージは掴めましたか？

～まとめ～

医療を目的として人が集まり、社員となって医療法人を設立します。
医療法人は人間のように医療活動を行うことができます。

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp